

平成30年度 東京 PCB 処理事業所 長期処理計画

国が定める「PCB 廃棄物処理基本計画」が平成 26 年 6 月 6 日に改訂され、それを踏まえて変更を行った JESCO の「PCB 廃棄物処理事業基本計画」も平成 26 年 6 月 17 日に環境大臣の認可を受けた。これらの新たな計画では、PCB 処理期限がこれまでより延長され、併せて効率的な処理のために、それまで担当事業エリア内に限定されていた処理体制に一部変更があり、処理対象物の地域間移動が実施されることとなった。

こうした状況の変化を受け、東京 PCB 処理事業所（以下、東京事業所という）では、PCB 廃棄物を期限内で確実に処理完了させるため、平成 27 年 11 月末時点での処理に係る H27 年度版の長期計画を取りまとめ、平成 27 年 12 月 11 日開催の東京事業部会に諮り、平成 28 年 3 月 14 日の環境安全委員会で公表した。

その後、毎年見直しを行い、今回の平成 30 年度版の長期処理計画は、入手した最新の登録、届出データをもとに更新し、見直しを行ったものである。

1. 東京事業所における処理対象物の分類

表 1 に、東京事業所における処理対象物の分類を示す。この表では、さらに平成 26 年 6 月の PCB 廃棄物処理基本計画の改訂に伴って適用されることになった他事業エリアから受け入れて東京事業所で処理する対象物や他事業エリアへ処理依頼するものの状況も示してある。

変圧器及びコンデンサーは、それぞれ重量や種別を主体にして 5 区分に分けている。これは、東京事業所の処理ラインでの対応によるものである。

二次廃棄物は、その発生状況から工程内処理残渣と運転廃棄物、自社保管廃棄物に分類し、そのうえで処理方法をベースにして、高濃度汚染物（北海道事業所で処理）と低濃度汚染物（無害化処理認定施設で処理）、事業所内処理物（東京事業所の施設で処理）に分けている。ここでは、処理状況を提示する観点から後者の分類を用いる。

他事業エリア・事業所との処理対象物の相互処理の関係は以下の通りである。

超大型変圧器では北海道エリアから、車載変圧器では豊田エリアから一部を受入れて処理する。一方、大型から超小型のコンデンサーの一部は北九州事業所へ、また極小型コンデンサーと安定器は北海道事業所に処理依頼する。さらに PCB 濃度が 5,000ppm を越える廃粉末活性炭は北九州ならびに大阪事業所より受け入れて処理を行う。また、二次廃棄物のうち高濃度汚染物は北海道事業所で処理を実施してもらうこととしている。

表1 東京事業所での処理対象物の分類と他事業所からの、または他事業所での処理

種別	区分	重量範囲	他事業エリアからの受入れ	他事業所への処理依頼
変圧器	超大型	20t～	一部を北海道エリアから	
	大型	5～20t		
	中型	1～5t		
	小型	～1t		
	車載	—	一部を豊田エリアから	
コンデンサー	超大型	200kg～		一部を北九州事業所へ
	大型	20～200kg		
	小型	10～20kg		
	超小型	3～10kg		
	極小型	～3kg		北海道事業所へ
安定器 *1				北海道事業所へ
その他の汚染物等 *2				北海道事業所へ
廃 PCB 油				
廃粉末活性炭			北九州・大阪事業所から	
二次廃棄物	高濃度汚染物 *3			北海道事業所へ
	低濃度汚染物 *4			
	事業所内処理対象物 *5			

*1: 安定器等・汚染物として分類され登録された極小型コンデンサーや小型電気機器、特殊ブッシングを含む

*2: 安定器等・汚染物として分類され登録されたもので安定器等その他の電気機器を除いた汚染物で、ウエス、手袋、防護服、ビニール袋、感圧紙、汚泥、試薬ビン、容器、吸着材、橋梁廃塗膜、金属くず、木材等

*3: これまで東京事業所で保管してきたが、平成 26 年 6 月の「PCB 廃棄物処理基本計画」の変更により東京事業所では処理が困難なため北海道事業所で処理することとなった高濃度 PCB 廃棄物

*4: 低濃度無害化処理認定施設に処理委託する 5,000ppm 以下の低濃度汚染物

*5: 東京事業所において洗浄処理により処理基準以下にして払い出す対象物

2. 東京事業所での処理対象量の算定・推定

1) 東京事業エリアの処理対象物

平成 30 年 8 月 1 日現在の集計での東京事業エリアの全処理対象量（処理完了量及び未処理残量を含めた量）は、表 2 のとおりである。JESCO 登録量と JESCO 未登録で平成 29 年 3 月 31 日現在の PCB 特措法届出分と電気事業法の届出分（その時点で使用中のものであるもの）を、平成 30 年 7 月 10 日現在の JESCO 登録データとマッチングして JESCO 未登録の台数として算出したものを加え全処理対象量としている。また JESCO 登録量の割合を登録率として整理してある。

表 3 は、変圧器及びコンデンサーの登録・未登録の状況について、平成 29 年度と平成 30 年度の変化に関し整理して示したものである。

JESCO 登録データの平成 29 年 8 月 31 日と平成 30 年 8 月 1 日の変化量は、変圧器においては、新規登録台数より登録取り下げ数が多く、1 都 3 県の全体で 3,784 台から 3,734 台となり、50 台ほど減少となった。登録取り下げの主な理由としては、ほとんどが非高濃度によるもので（環境省の無害化処理認定施設や都道府県の PCB 処理許可施設で処理可能な 5,000ppm 以下の低濃度廃棄物等も

かなり含まれている)、少数ではあるが、コンデンサーを誤って変圧器として登録したものや、ネオトランス(安定器に区分されるもの)であったため登録を変更したものが含まれる。

コンデンサーにおいても登録取り下げもあるものの、上記期間では、すべての都県とも登録台数は増加した。1都3県の全体で79,803台から83,742台への4,052台の増加となった。これは、自治体による掘り起し調査によりJESCOへの登録が促進されたことが要因と考えられる。登録取り下げの主な理由は、非高濃度によるものがほとんどであるが、北海道事業所に登録を要する3kg未満のコンデンサーの取り下げなどもあった。

上記のような状況には、平成28年度より特措法の届出において分類等の適正化がなされたことが影響を与えているものと考えられる。特措法届出の主な変更点は、これまで「高圧」「低圧」といった電圧で分類されていたものを「3kg以上」「3kg未満」というように重量で分類するようになったことや濃度区分欄の設置により高濃度、低濃度(5,000ppm以下)の記載がなされるようになった点である。以前の特措法の届出では、JESCO処理対象外のものがかなり含まれていたが、平成28年度の分類等の改正の浸透が図られ、平成30年度のJESCO登録では、より正確なデータとなっている。

表3の電気事業法の届出では、平成29年度から開始された毎年6月に提出する「管理状況届出」を用いて整理している。従前の電気事業法届出データでは、廃止届が提出されないまま廃業してしまっているなど、既に存在しない会社が多数あったが、今回届出されている事業者は昨年6月に「管理状況届出」を提出している者であり、より正確なものとなり、このことが減少の理由となったと思われる。

図1には変圧器について、処理対象量(台数)の推移とJESCO登録量とJESCO未登録で特措法届出分と電気事業法届出分を積み上げ棒グラフで示した。また登録率を折れ線グラフで示してある。コンデンサーに関する同様の図を図2に示す。

上述したように、変圧器では低濃度分の登録取り下げ等の影響で処理対象台数は1都3県とも減少傾向にあるが、コンデンサーでは掘り起し調査の成果で処理対象台数は増加している。

なお、掘り起し調査では、都県への届出がなされていない機器等が存在することが判明しているため、現在、その状況の調査に国ならびに地方自治体や関係団体、JESCOが総力を挙げて取り組んでおり、1都3県ではかなりの進展が図られている。これらの結果も含め、処理対象量は随時、見直しを行っている。

表4に、東京事業エリアの都県別の全処理対象量と東京事業所での処理対象量を種別区分別にまとめた。

表2 東京事業エリアの処理対象物(平成30年8月1日)

種別・区分	JESCO 登録量 ②*1	JESCO未登録量		処理対象量				登録率 % ②/①
		PCB特 措法*6	電気事 業法*7	H30.10.29 報告①*8	H29.11.13 報告	H29.2.27 報告	H28.7.5 報告	
変圧器(台)	3,734	193	1	3,928	4,428	4,352	4,862	95.1
東京都	1,439	87	1	1,527	1,713	1,528	2,163	94.2
神奈川県	1,068	39	0	1,107	1,282	1,299	1,202	96.5
千葉県	956	21	0	977	1,047	1,107	1,047	97.9
埼玉県	255	46	0	301	370	402	434	84.7
試運転	16			16	16	16	16	100
コンデンサー(台)*2	83,855	2,953	269	87,077	85,378	82,875	79,341	96.3
東京都	31,023	1,149	133	32,305	32,504	29,936	30,628	96.0
神奈川県	28,073	771	62	28,906	28,196	27,842	26,023	97.1
千葉県	11,556	492	39	12,087	11,598	11,751	10,679	95.6
埼玉県	13,090	541	35	13,666	12,967	13,233	11,898	95.8
試運転	113			113	113	113	113	100
安定器(t)*3	2,234	2,107	0	4,341	4,341	4,341	4,145	100
東京都	1,076	1,813	0	2,889	2,889	2,889	2,668	100
神奈川県	717	0	0	717	717	717	729	100
千葉県	359	122	0	481	481	481	493	100
埼玉県	78	172	0	250	250	250	251	100
試運転	4			4	4	4	4	100
その他の汚染物等(t)*4	283.9	0.0	0.0	283.9	0.0	0.0	0.0	100
東京都	109.0	0.0	0.0	109.0				100
神奈川県	128.5	0.0	0.0	128.5				100
千葉県	26.2	0.0	0.0	26.2				100
埼玉県	20.2	0.0	0.0	20.2				100
廃PCB油(t)*5	353.8	0.0	0.0	353.8	353.8	353.8	353.8	100
東京都	15.6	0.0	0.0	16	15.6	15.6	15.6	100
神奈川県	319.5	0.0	0.0	320	319.5	319.5	319.5	100
千葉県	14.9	0.0	0.0	15	14.9	14.9	14.9	100
埼玉県	3.8	0.0	0.0	4	3.8	3.8	3.8	100

*1 平成30年8月1日現在でのJESCO東京事業エリアでの全登録量

*2 コンデンサー類には、3kg未満の極小型コンデンサー(今後は北海道事業所で安定器とともに処理)及び北九州事業所で処理することとなった約7,000台を含む

*3 安定器等・汚染物として分類され登録された極小型コンデンサーや小型電気機器、特殊ブッシングを含む。また、安定器は東京事業所での処理済み量(試運転及び試験的操業で処理済みの30.3t)に北海道事業所で処理する登録重量の平成28年3月末時点のものを加算した数値 安定器については現在、精査・見直し中のためH29.2.27報告の処理対象量を記載している

*4 安定器等・汚染物として分類され登録されたもので、安定器等その他の電気機器を除いた汚染物で、ウエス、手袋、防護服、ビニール袋、感圧紙、汚泥、試薬ビン、容器、吸着材、橋梁廃塗膜、金属くず、木材等である

*5 リン含有PCB油288t(登録油量257,963ℓ×比重1.115)を含む

*6 PCB特措法届出(平成29年3月31日現在)と平成30年7月10日のJESCO登録データとマッチングして未登録とした台数

*7 電気事業法届出(平成29年3月31日現在)と平成30年7月10日のJESCO登録データとマッチングして未登録とした台数(特措法と重複したものを除く)

*8 JESCO登録量と未登録量の合計

H29.12.12 環境安全委員会

H30.11.15 環境安全委員会

表3 変圧器及びコンデンサーの登録・未登録の状況(平成29年度と平成30年度の変化)

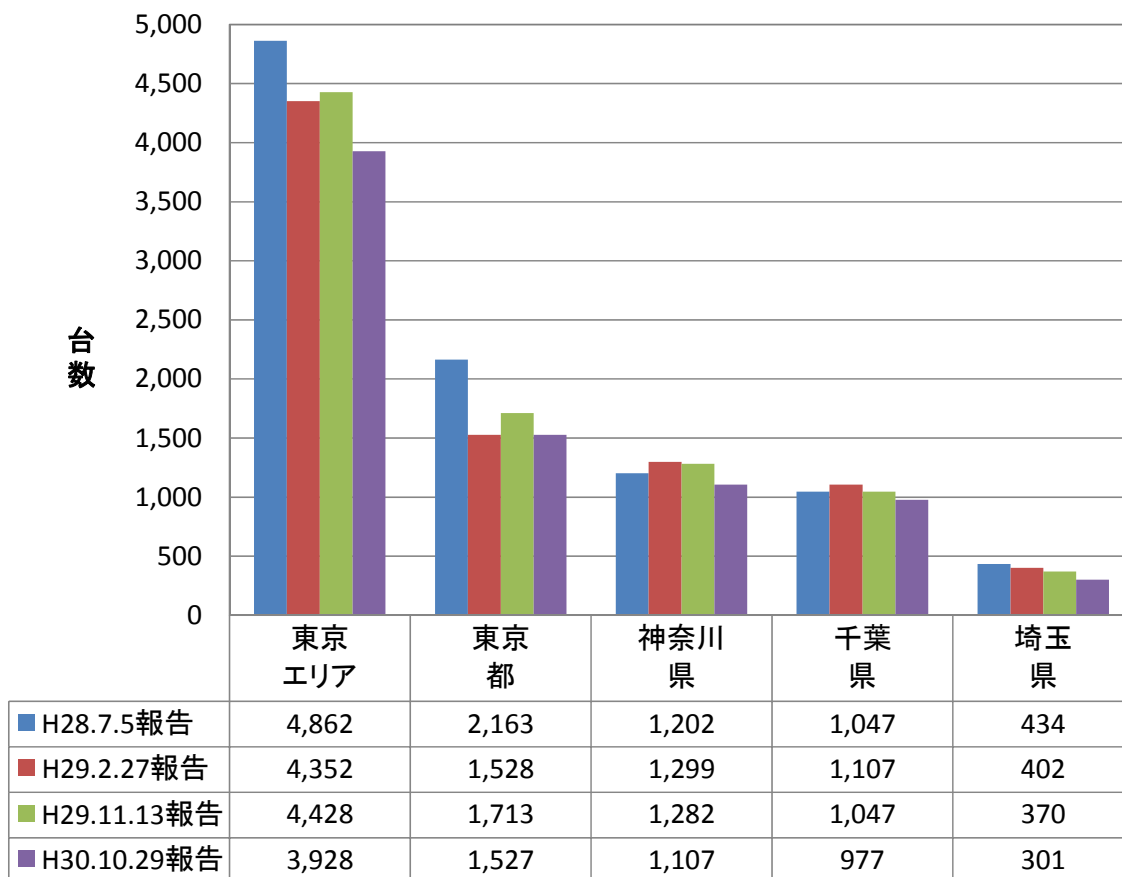
種類・区分 (1都4県)	JESCO登録量			JESCO未登録						
			増減量	PCB特措法		増減量	電気事業法		増減量	合計
変圧器 (台)	3,784 →	3,734	▲50	589 →	193	▲396	55 →	1	▲54	194
東京都	1,419 →	1,439	20	272 →	87	▲185	22 →	1	▲21	小型で計上する
神奈川県	1,089 →	1,068	▲21	184 →	39	▲145	9 →	0	▲9	
千葉県	969 →	956	▲13	71 →	21	▲50	7 →	0	▲7	
埼玉県	291 →	255	▲36	62 →	46	▲16	17 →	0	▲17	
コンデンサー (台)	79,803 →	83,855	4,052	4,071 →	2,953	▲1,118	1,504 →	269	▲1,235	3,222
東京都	30,315 →	31,023	708	1,530 →	1,149	▲381	659 →	133	▲526	大型で計上する
神奈川県	26,472 →	28,073	1,601	1,347 →	771	▲576	377 →	62	▲315	
千葉県	10,702 →	11,556	854	638 →	492	▲146	258 →	39	▲219	
埼玉県	12,201 →	13,090	889	556 →	541	▲15	210 →	35	▲175	

H29年8月31日
JESCO登録データ

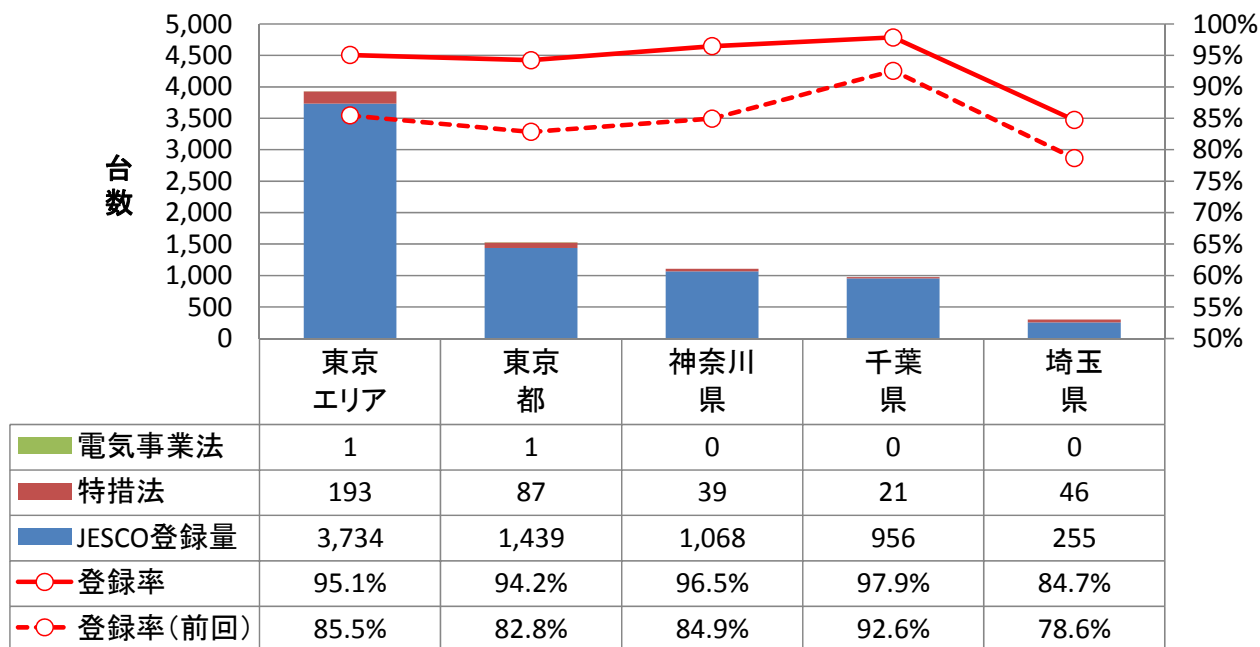
H30年8月1日
JESCO登録データ

H29年3月31日 届出データ
と
H30年7月10日 JESCO登録データ } マッチング

H28年3月31日 届出データ
と
H29年9月5日 JESCO登録データ } マッチング



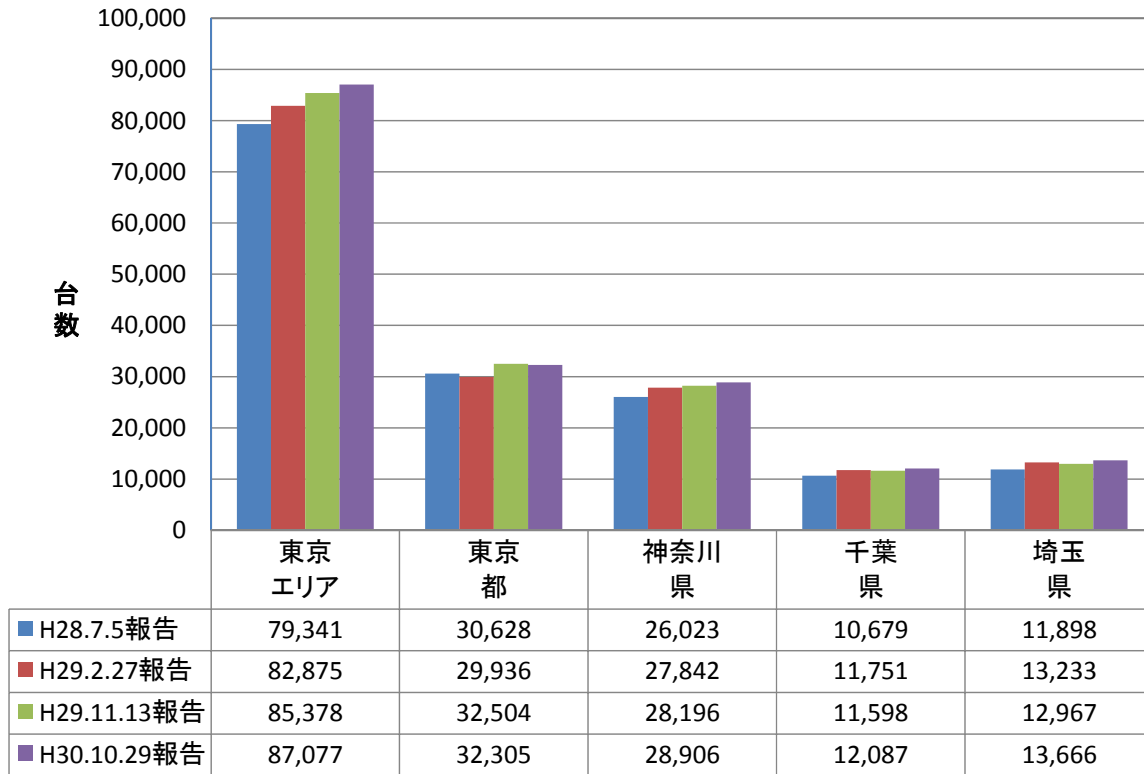
(a) 変圧器の処理対象量の推移



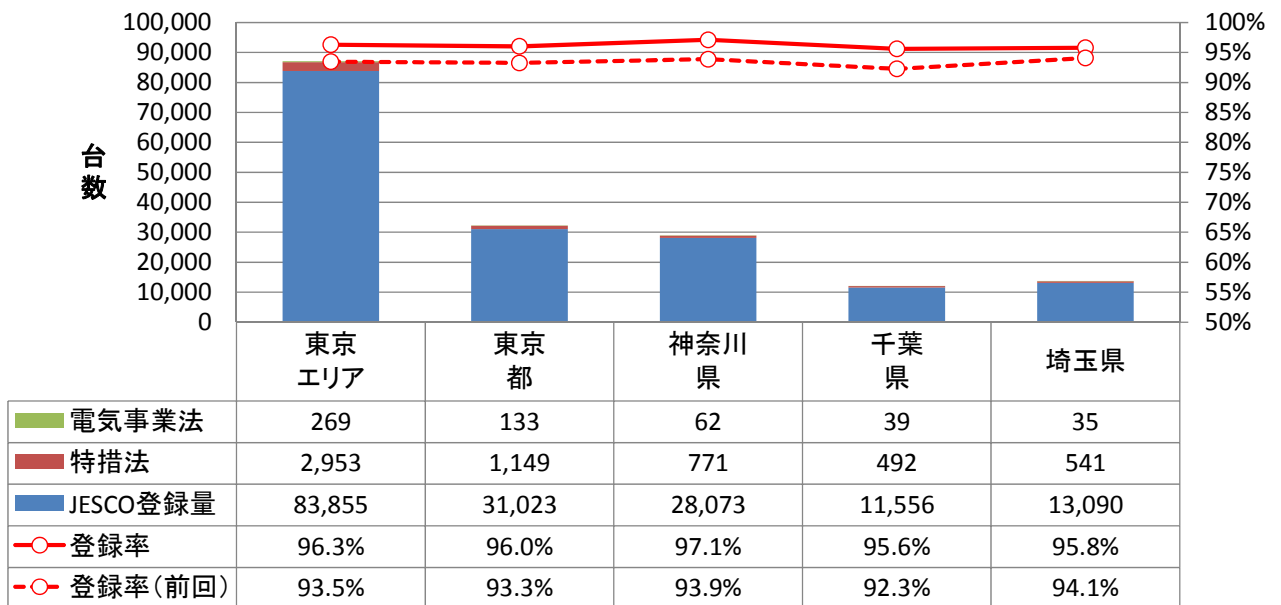
注) 登録率の前回は H29.11.13 報告のものである

(b) 変圧器における JESCO 登録量と未登録量(特措法・電事法)及び登録率

図1 変圧器における処理対象量の推移及び登録量と未登録量(特措法・電事法)



(a) コンデンサーの処理対象量の推移



注) 登録率の前回は H29.11.13 報告のものである

(b) コンデンサーにおける JESCO 登録量と未登録量(特措法・電事法)及び登録率

図 2 コンデンサーにおける処理対象量の推移及び登録量と未登録量(特措法・電事法)

表4 東京事業エリアの都県別の全処理対象量と東京事業所での処理対象量

種別・区分	単位	試 運 転	4都県 合計*2				全処理 対象量	他事業所 から受入	他事業所 への依頼	東京事業所 での処理 対象量	備考		
			東京都	神奈川県	千葉県	埼玉県							
変圧器	台	16	3,912	1,527	1,107	977	301	3,928	35	0	3,963	試運転分16台を含む	
超大型	20t超～	台	0	29	13	12	3	1	29	5	—	34	
大型	5t超～20t	台	1	300	76	105	116	3	301	0	—	301	
中型	1t超～5t	台	8	951	217	282	407	45	959	0	—	959	
小型	～1t	台	7	2,622	1,212	708	451	251	2,629	0	—	2,629	
車載	—	台	0	10	9	0	0	1	10	30	—	40	
コンデンサー	台	113	86,964	32,305	28,906	12,087	13,666	87,077	0	7,876	79,201	試運転分113台を含む	
超大型	200kg超～	台	0	671	132	238	198	103	671	—	205	466	一部を北九州事業所 で処理
大型	20kg超～200kg	台	72	68,428	24,835	22,330	9,849	11,414	68,500	—	5,260	63,240	
小型	10kg～20kg	台	41	10,207	3,755	3,716	1,286	1,450	10,248	—	1,294	8,954	
超小型	3kg～10kg未満	台	0	6,690	2,638	2,599	754	699	6,690	—	166	6,524	
極小型	～3kg未満	台	0	17	4	13	0	0	17	—	0	17	
		台	0	951	941	10	0	0	951	—	951	0	北海道事業所で処理
安定器*2	t	4	4,337	2,889	717	481	250	4,341	—	4,311	30	北海道事業所で処理	
その他の汚染物等*3	t	0	283.9	109.0	128.5	26.2	20.2	283.9	—	283.9	0	北海道事業所で処理	
廃PCB油*4	kg	0	353,916	15,640	319,542	14,896	3,838	353,916	—	0	353,916		

*1: JESCO未登録分は、小型変圧器、大型コンデンサーとして処理対象量に加算した。

*2: 安定器等・汚染物として分類され登録された極小型コンデンサーや小型電気機器、特殊ブッシングを含む。試運転分3.9t、H17～20の東京事業所での処理分26.4tを含む。

安定器については現在、精査・見直し中のため、H29.2.27報告の処理対象量を記載している。

*3: 安定器等・汚染物として分類され登録されたもので安定器等その他の電気機器を除いた汚染物で、ウエス、手袋、防護服、ビニール袋、感圧紙、汚泥、試薬ビン、容器、吸着材、橋梁廃塗膜、金属くず、木材等。

*4: 対象数量にはリン含有PCB油287,629kg(登録油量257,963ℓ×比重1.115)を含む。

2) 東京事業エリア外からの処理対象物

平成 26 年 6 月の PCB 廃棄物処理基本計画の改訂に基づき、豊田ならびに北海道事業エリアの一部の PCB 廃棄物及び大阪並びに北九州事業所の二次廃棄物としての廃粉末活性炭が東京事業所での処理対象物となった。平成 27 年度以降の処理対象量は表 5 のとおりである。

なお、廃粉末活性炭については、平成 27 年 11 月から処理を開始した。しかし、平成 28 年 4 月に発生した水熱分解プロセス排気 PCB 濃度高高の原因の一端と考えられることから、廃粉末活性炭スラリー供給配管の改善工事を実施し、平成 29 年 8 月末より処理を再開した。

廃粉末活性炭の処理対象量は 260t である。北九州事業所分の廃粉末活性炭は、平成 29 年度までに 6t で処理を終了した。

また、北海道事業エリアの変圧器の処理は、平成 28 年度より開始した。

表5 東京事業エリア外からの処理対象物

種別・区分	事業エリア	単位	処理対象量
超大型変圧器	北海道	台	5
車載変圧器	豊田	台	30
廃粉末活性炭		t	260
	北九州事業所より	t	6
	大阪事業所より	t	254

3. 東京事業エリア分のお事業所での処理予定

前述したように、平成 26 年 9 月の「PCB 廃棄物処理基本計画」の改訂によりコンデンサー（極小型コンデンサーを除く）の一部 7,000 台は北九州事業所に、また極小型コンデンサーと安定器は北海道事業所に処理依頼することになっている。これらの状況を表 6 に整理する。

表6 東京事業エリア分のお事業所処理依頼数量

種別・区分	事業エリア	単位	処理対象量
コンデンサー	北九州	台	7,000
極小型コンデンサー	北海道	台	951
安定器		t	4,311
その他の汚染物等		t	61

① 北九州事業所依頼分のコンデンサー

- 北九州事業所では、東京事業エリアからの処理依頼分を平成 27 年度と 28 年度で処理する予定となっていたが、当該事業所で発生した平成 27 年度のベンゼン排出事故により、操業が半年程度停止したため、平成 30 年度まで処理が延長されることになった。

② 北海道事業所依頼分の安定器及び極小型コンデンサー

- 平成 28 年度から北海道事業所にて処理が開始されている。このため平成 27 年 10 月から北海道事業所への新規登録及び登録変更手続きを行っている。
- これまでの JESCO 東京事業エリアの登録には 3kg 未満の極小型コンデンサーが含まれており、平成 30 年 3 月末時点でも 951 台残っている。これについては、平成 31 年度以降の処理を予定している。
- 安定器の台数は、東京事業所で処理した際に得られた平均の台当たり重量 2.12kg/台による推定値である。

③ 北海道事業所依頼分のその他の汚染物等

- ・本年度から北海道事業所にて処理が開始されている。このため平成 27 年 10 月から北海道事業所への新規登録及び登録変更手続きを行っている。安定器等・汚染物として分類され登録されたもので安定器等その他の電気機器を除いた汚染物で、ウエス、手袋、防護服、ビニール袋、感圧紙、汚泥、試薬ビン、容器、吸着材、橋梁廃塗膜、金属くず、木材等がある。

4. 東京事業所での処理対象物の処理計画

東京事業所では、平成 34 年度末の計画的処理完了期限までの達成を確実なものとするため、以下のような対応を進めている。変圧器に対しては、特に超大型並びに大型のものについて、その状況をすべて把握し、保管事業者とその処理の方法や時期等を協議している。一方、コンデンサーの多量保管事業者（現時点では 50 台以上の保管事業者）に対して、平成 27 年度から処理時期等の協議を始め、処理計画を定めている。

また、他事業エリアから搬入する処理対象物については、東京事業エリアの対象物の処理進捗状況を考慮して対応している。車載（豊田事業エリア）及び超大型（北海道事業エリア）の変圧器では設備余力を活用して計画的に処理を進め、また廃粉末活性炭（北九州・大阪事業所）は新規に設置したスラリー化装置により絶縁油と混合してスラリー化し、水熱酸化分解設備へ送って処理している。車載変圧器及び超大型変圧器については平成 31 年度までに、廃粉末活性炭については平成 33 年度までに受け入れを完了し、平成 34 年度までに処理を完了する。

さらに、廃 PCB 油のかなりの割合を占めるリン含有 PCB 油について、リンの事前除去のため技術開発に基づき、平成 29 年 12 月より実証試験を行い、平成 30 年度から 31 年度にかけて実機設備を設置して、平成 32 年 1 月から本格的処理に取り組む予定としている。

なお、東京事業所では可能な限り早期の処理完了を目指し、環境対応と安全を第一にしつつ、最大限努力するものとしている。

以下では、東京事業所での処理対象物について、変圧器やコンデンサー等の種別並びに区分（大きさ）等に分けて、その詳細を記載する。

1) 変圧器

変圧器の今後の区分別（大きさ別）の処理計画を表 7 に示す。区分別（大きさ別）の状況は、以下のとおりである。

①超大型変圧器

- ・平成 30 年度は 4 台の超大型変圧器の処理が終了する予定である。なお、平成 31 年度は 1 台、平成 32 年度は 3 台、平成 33 年度は 2 台の超大型変圧器の処理を計画している。
- ・現時点で未処理の超大型変圧器には、現地抜油や部品取外しのみでは 20 t 以下とはならないものや保管建物からの搬出ができないものもある。これらについては現地で気化溶剤循環抜油処理を行った後、現地解体を行う必要があるため、保有事業者に加え、対応可能な業者を交えて搬出計画を立案してすすめている。
- ・東京事業所では、平成 28 年 4 月から気化溶剤循環抜油・現地解体を行った超大型変圧器 2 台の処理を開始している。

②大型変圧器

- ・変圧器については大型ものを先行させて処理することを基本としており、平成 30 年度は 32 台の大型変圧器の処理が終了する予定である。なお、平成 31 年度、32 年度、33 年度は、それぞれ 2 台の大型変圧器の処理を計画している。

③中型・小型変圧器

- ・JESCO未登録の特措法届出193台、電気事業法届出1台、これらは小型変圧器と想定して処理対象物とした。

④車載変圧器

- ・東京事業エリアの車載変圧器10台の処理はすでに終了している。
- ・豊田事業エリア(浜松市)の車載変圧器は全て新幹線型である。平成29年度までに豊田事業エリアから30台中16台を搬入し処理を行った。
- ・浜松市からの搬入に当たっては1台のトラックに2台の車載変圧器を搭載する。このため年度ごとの処理計画量は偶数台となっている。平成30年度は8台、平成31年度は6台の処理を計画している。

⑤変圧器油

- ・超大型変圧器からの現地抜油の処理は、北海道事業エリア(茨城県)のものを除いて平成28年度に完了した。平成30年度以降は大型変圧器からの抜油処理のみとなり、大幅に減少する見込みである。

表7 変圧器の区分別(大きさ別)の処理計画

単位:台

区分	台数/ 累積進捗率	H29年度 までの処 理量*1	年度					合計*2	累計	処理 対象量 *2
			H30	H31	H32	H33	H34			
	台数	3,465	164 (168)	59 (193)	115 (281)	84 (263)	76 (83)	498	3,963 (4,463)	3,963 (4,463)
	累積進捗率	87%	92%	93%	96%	98%	100%			
試運転	台数	16	0	0	0	0	0	0	16	16
超大型	東京	21	3 (3)	0 (2)	3 (1)	2 (1)	0 (0)	8	29 (27)	29 (27)
	北海道	3	1	1	0	0	0	2	5	5
	台数	24	4 (3)	1 (2)	3 (1)	2 (0)	0 (0)	10	34 (32)	34 (32)
	累積進捗率	71%	82%	85%	94%	100%	100%			
大型	台数	262	32 (29)	2 (10)	2 (5)	2 (0)	0 (0)	38	300 (302)	300 (302)
	累積進捗率	87%	98%	99%	99%	100%	100%			
中型	台数	858	33 (25)	30 (25)	30 (25)	0 (13)	0 (0)	93	951 (1,595)	951 (1,595)
	累積進捗率	90%	94%	97%	100%	100%	100%			
小型	台数	2,279	87 (103)	20 (150)	80 (250)	80 (250)	76 (83)	343	2,622 (2,478)	2,622 (2,478)
	累積進捗率	87%	90%	91%	94%	97%	100%			
車載	東京	10	0	0	0	0	0	0	10	10
	豊田	16	8	6	0	0	0	14	30	30
	台数	26	8	6	0	0	0	14	40	40
	累積進捗率	65%	85%	100%	100%	100%	100%			

*1: H29年度までの処理量を中間処理完了日(マニフェスト)ベースとした。試運転(大型1台、中型8台、小型7台)を含む。

*2: JESCO未登録の194台は、小型変圧器で、H32~34年度での処理を計画に加えている。

()は平成29年度長期処理計画の値。

2) コンデンサー

コンデンサーの今後の区分別（大きさ別）の処理計画を表8に示す。なお、極小型コンデンサーは、先述した平成26年の「PCB廃棄物処理基本計画」の改訂により安定器とともに北海道事業所に処理依頼することとなった。また、コンデンサーの一部7,000台は、同じく「PCB廃棄物処理基本計画」改訂にもなって北九州事業所で処理される。

コンデンサーの処理計画の区分別（大きさ別）の状況は、以下のとおりである。

①超大型コンデンサー

- ・東京事業エリアの民間企業が保有する超大型コンデンサーの多くは平成27～28年度に北九州事業所で処理されることとなっていたが、当該事業所が平成27年度にベンゼン排出事故で半年間停止したため、平成30年度まで延長された。

②大型コンデンサー

- ・JESCO登録されている東京都内のコンデンサーの処理進捗率は平成26年度末で90%を超えたため、平成27年度からコンデンサー処理対象の主体を神奈川県・千葉県・埼玉県の3県に移している。
- ・平成27～29年度は多量保管事業者の多くが北九州に搬出するため、東京事業所では平成27年度から少量保管事業者にターゲットを絞り、搬入半年前に行う少量保管事業者向け説明会を各県ごとに年8～10回会場を変えて開催している。平成30年度以降もこうした対応を継続している。
- ・JESCO未登録の特措法届出2,953台、電気事業法届出269台を大型コンデンサーと想定して処理対象物とした。

③小型・超小型コンデンサー

- ・小型・超小型コンデンサーの処理については、現状の処理台数を維持できるように集荷に努める。

表8 コンデンサーの区分別の処理計画

単位:台

区分	台数/ 累積進捗率	H29年度 までの 処理量*1	年度					合計*2	累計	処理対 象量*3
			H30	H31	H32	H33	H34			
台数		61,557	7,431 (6,285)	6,991 (6,401)	4,952 (5,340)	5,232 (3,720)	914 (2,032)	25,520	87,077 (85,373)	87,077 (85,373)
累積進捗率		71%	79%	87%	93%	99%	100%			
東京 事業所	台数	55,338	6,612 (6,040)	6,040 (5,450)	4,952 (5,340)	5,232 (3,720)	914 (2,032)	23,750	79,088 (77,644)	79,088 (77,644)
	累積進捗率	70%	78%	86%	92%	99%	100%			
	試運転分	113	0	0	0	0	0	0	113	113
北九州 事業所	台数	6,106	819 (245)	0	0	0	0	819	6,925 (6,665)	6,925 (6,665)
	累積進捗率	88%	100%	100%	100%	100%	100%			
北海道	台数	0	0	951	0	0	0	951	951	951
超大型	東京処理分	374	55 (50)	20 (50)	17 (40)	0 (20)	0 (5)	92	466 (517)	466 (517)
	累積進捗率	80%	92%	96%	100%	100%	100%			
	北九州処理分	167	38 (0)	0	0	0	0	38	205 ()	205 ()
大型	東京処理分	45,410	5,460 (5,000)	4,720 (4,500)	3,525 (4,500)	3,748 (3,000)	305 (1,515)	17,758	63,168 (63,692)	63,168 (63,692)
	累積進捗率	72%	81%	88%	94%	100%	100%			
	北九州処理分	4,835	425 (245)	0	0	0	0	425	5,260 (5,257)	5,260 (5,257)
小型	東京処理分	5,892	647 (550)	700 (500)	800 (450)	874 (400)	0 (240)	3,021	8,913 (8,268)	8,913 (8,268)
	累積進捗率	66%	73%	81%	90%	100%	100%			
	北九州処理分	974	320 (0)	0	0	0	0	320	1,294 (1,039)	1,294 (1,039)
超小型	東京処理分	3,655	440 (440)	600 (400)	610 (350)	610 (300)	609 (272)	2,869	6,524 (5,167)	6,524 (5,167)
	累積進捗率	56%	63%	72%	81%	91%	100%			
	北九州処理分	130	36 (0)	0	0	0	0	36	166 (129)	166 (129)
極小型 *4	東京処理分	7	10	0	0	0	0	10	17	17
	累積進捗率	41%	100%	100%	100%	100%	100%			
	北九州処理分	0	0	0	0	0	0	0	0	0

*1: H29年度までの処理量を中間処理完了日(マニフェスト)ベースとした。

*2: JESCO未登録の3,222台は、大型コンデンサーで、H32~34年度での処理を計画に加えている。

*3: 東京事業所で処理する対象物を集計したもの。

*4: 北海道事業所で処理する極小型コンデンサーは、総重量555kg、1kg以下のコンデンサーでドラム缶2缶分、H31年度処理予定である。それ以外に極小型コンデンサー10台(神奈川県)は、東京事業所でH30年度に処理するとして記載した。

()は平成29年度長期処理計画の値。

3) 廃PCB油

- ・ 廃 PCB 油の処理計画を表 9 に示す。
- ・ JESCO に登録されている PCB 油のうちの約 80%を占めているリン含有 PCB 油の処理については、リン含有 PCB 油を水熱分解設備で処理した場合、処理後の排水中のリンが下水排除基準を超える恐れがある。また、リン含有 PCB 油に含まれるリン酸が PCB の水熱酸化分解時にカルシウム・鉄・アルミ等の金属と結合して固い結晶体を作って水熱酸化分解設備に悪影響を与えることが懸念されるため、その対応として平成 26 年 12 月より保管事業者と共同してリン除去前処理技術の開発を行ってきた。平成 29 年度は、実証試験を行い、平成 30 年度から 31 年度にかけて実機設備を設置して平成 32 年 1 月から本格的処理に取り組む予定としている。

4) 粉末活性炭

- ・ 廃粉末活性炭の処理計画を表 9 に示す。平成 26 年の「PCB 廃棄物処理基本計画」の改訂により北九州並びに大阪事業所から受け入れて処理するものである。
- ・ 平成 27 年度よりスラリー化設備を増設し、同年より北九州並びに大阪事業所から受入れ・処理を開始した。
- ・ 同年度からの処理では、水熱反応装置の温度不安定が生じ、処理量を落として対応してきたが、平成 29 年度にこれを改善する改修を実施し、7 月より試運転を行い、8 月末より処理を再開した。

表9 廃PCB油と廃粉末活性炭の処理計画

単位:kg

種別・区分		H29年度 までの 処理量	年度					合計	累計	処理 対象量
			H30	H31	H32	H33	H34			
廃 PCB 油*1	重量	26,850	8,915 (8,000)	34,598 (117,000)	149,446 (153,000)	122,160 (39,489)	0 (3,665)	315,119	341,969 (353,916)	341,969 (353,916)
	累積進捗率	8%	10%	21%	64%	100%	100%			
廃粉 末活 性炭	北九州	5,988	0 (6,004)	0	0	0	0	0	5,988 (22,305)	5,988 (22,305)
	大阪	32,754	43,500	59,532	59,532	58,694 (34,632)	0	221,258	254,012 (237,695)	254,012 (237,695)
	受入	38,742	43,500 (49,504)	59,532	59,532	58,694 (34,632)	0	221,258	260,000	260,000
	北九州	5,988	0 (6,004)	0	0	0	0	0	5,988 (22,305)	5,988 (22,305)
	大阪	21,855	49,504 (43,500)	59,532	59,532	59,532 (34,632)	4,057 (0)	232,157	254,012 (237,695)	254,012 (237,695)
	スラリー量*2	27,843	49,504	59,532	59,532	59,532 (34,632)	4,057 (0)	232,157	260,000	260,000
	累積進捗率	11%	30%	53%	76%	98%	100%			

*1: 対象数量にはリン含有PCB油287,629kg(登録油量257,963kg×比重1.115)を含む。

*2: 廃粉末活性炭のスラリー量は活性炭量で表す。

()は平成29年度長期処理計画の値。

5) 二次廃棄物

東京事業所では操業に伴い発生する二次廃棄物(運転廃棄物及び処理物)については、所内で処理するもの、他の施設で処理するもの(高濃度と低濃度)に分けて対応している。

東京事業所では処理のできないものでPCB濃度5,000ppmを超えるものは高濃度廃棄物として北海道事業所で処理を行い、一方、PCB濃度5,000ppm以下のものは低濃度廃棄物として無害化処理認定施設で処理を行っている。二次廃棄物に対する今後の対応の主な点は以下のとおりである。

- ・東京事業所内に保管している運転廃棄物や今後の操業により発生する二次廃棄物についても処理を着実に進める。
- ・上記のうち当事業所で処理ができない高濃度の運転廃棄物については、平成29年度は、1,510kgを10月16日に払出しを行うとともに、併せて構築したシステムの確認を行った。これまでは、北海道事業所の計画的処理期限までに最大受入量は160tであったが、現在は100t以下まで削減することを検討している。このため、可能な限り東京事業所内での処理を行い低濃度物にして無害化認定施設等へ払い出すことを100t以下まで減量化を目指して検討をすすめていく。
- ・低濃度無害化処理認定施設への払出しは東京都及び江東区から了承を受けた二次廃棄物搬出量、約30t/月、搬出トラック6台/月を遵守し、今後も継続する。

6) 水熱分解設備の運転計画

水熱分解設備の今後の運転計画を表10に示す。本設備は東京事業所におけるPCB分解処理の基幹的な設備である。平成32年度末の稼働率は高いが、それ以降は余裕をもって操業できる計画としている。

表10 水熱分解設備の運転計画

単位:kg

種別・区分	H29年度までの処理量	年度						累計	処理対象量	
		H30	H31	H32	H33	H34	合計			
処理対象PCB液*1	総量	4,011,986	313,341 (341,414)	261,677 (371,934)	329,692 (345,666)	246,923 (174,983)	19,703 (61,160)	1,171,336	5,183,322 (4,329,310)	5,183,322 (4,329,310)
	累積進捗率	77%	83%	88%	95%	100%	100%			
	変圧器油	2,570,124	134,023 (174,938)	83,516 (111,509)	69,305 (51,320)	9,763 (41,421)	9,275 (10,191)	305,882	2,786,006 (1,984,970)	2,786,006 (1,984,970)
	コンデンサー油	1,415,012	170,403 (158,476)	143,563 (143,425)	110,941 (141,346)	115,000 (94,073)	10,428 (47,304)	550,335	1,965,347 (1,990,424)	1,965,347 (1,990,424)
	廃PCB油	26,850	8,915 (8,000)	34,598 (117,000)	149,446 (153,000)	122,160 (39,489)	0 (3,665)	315,119	341,969 (353,916)	341,969 (353,916)
廃粉末活性炭スラリー*2	重量	27,843	49,504	59,532	59,532	59,532 (34,632)	4,057 (0)	232,157	260,000	260,000
	累積進捗率	11%	30%	53%	76%	98%	100%			
純PCB処理量*3	重量	3,721,382	269,633 (290,341)	224,991 (278,985)	227,587 (253,459)	183,822 (148,005)	16,804 (58,777)	922,837	4,644,219 (4,616,732)	4,644,219 (4,616,732)
	累積進捗率	80%	86%	91%	96%	100%	100%			

*1:処理対象PCB液には、変圧器油(現地抜油分及び施設抜油分)、コンデンサー油並びに廃PCB油が含まれる。

*2:廃粉末活性炭はスラリー化して投入するが、処理量は活性炭の重量で表示する。

*3:処理実績に対する純PCB処理量は濃度測定結果に基づき算定した。処理対象量では、これに今後の処理予定分を推定し加えている。

()は平成29年度長期処理計画の値。

5. 今後の長期処理計画の見直しの実施

長期処理計画については毎年度見直しを行うことを原則とし、都県への届出データとJESCO登録データの整合性のチェック等により対象物の大幅な変更があった場合等の特段の状況が生じた際には、その時点で見直しを実施する。